

評議員報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人別府霊園の定款第13条の規定に基づき、評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職、退任手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員に対しては評議員会出席等、必要の都度、定額を支払う事ができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の評議員の報酬額は別表第1<評議員の報酬額>のとおりとし評議員会の承認を得て、決めるものとする。

2 退任、退職金は、評議員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に別表第2<評議員退任手当の算出要領>に基づき支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、評議員会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は公益法人別府霊園の設立の登記の日 平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1 評議員の報酬

評議員会、お盆、供養祭等の出席数等を考慮し最大で一人年間40万円
(行事により0万円から5万円)までの範囲内

別表第2 評議員退任手当の算出要領

在任年数2年以上 3万円×在職年数
を基本とする。